

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成28年3月10日提出
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 渡邊 豊彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目16番1号
【事務連絡者氏名】	小川 いづみ
【電話番号】	03-5259-7401
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	CAMベトナムファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成27年9月11日から平成28年9月9日まで） 1,000億円を上限とします。 ＊なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記 期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されま す。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

I 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で有価証券報告書を提出しましたので、平成27年9月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報等を更新するため、また、その他の情報について訂正を行なうため本訂正届出書を提出いたします。

II 【訂正の内容】

原届出書の該当内容は、以下の内容に更新・訂正いたします。下線部 _ _ _ _ _ は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

＜追加的記載事項＞

以下の内容に更新いたします。以下は、更新される内容のみ記載しております。

＜更新後＞

ベトナムの魅力

魅力1 高い経済成長力

1980年代の半ばから市場経済システムを導入し、長期にわたり7%前後の実質GDP成長を遂げつつあります。就労人口も農業から工業、高付加価値産業へと移行しつつあります。2008年～2009年の世界的な金融危機の渦中でも、ベトナムの実質GDP成長率は5%を超えました。2014年も6.0%の成長率を達成し、IMFによると2015年は6.0%へ加速すると予測されています。

【ベトナム語】 **Đổi mới** (ドイモイ)

1986年12月のベトナム共産党第6回大会でドイモイ路線が採択されて、ベトナム経済は回復に向けて踏み出しました。ドイモイの「ドイ」は「変える」、「モイ」は「新しい」を意味するベトナム語で、日本語としては「刷新」と訳されるのが一般的です。ドイモイは「市場経済の導入」「対外開放」を2本の柱として進められました。

魅力2 若く勤勉な労働力

現在の人口は約9,000万人、年間に100万人のペースで増加しており2025年には約1億人を超えると予想されています。勤勉な労働者による高い国際競争力、国営企業の民営化進展などが経済成長の原動力となっています。

高い経済成長力

ベトナム経済は、アジアでも群を抜く高成長と安定性を示してきました。

近年、外国企業による製造業への投資が増加。産業の集積化が進み、特に電子関連産業が成長し、アセアンの中で上位の競争力があります。

今後、さらに製造業が経済をけん引していくことが期待されています。



ベトナム社会主義共和国のご紹介



赤は革命で流された尊い血を表わし、黄色の星の5条の光はそれぞれ労働者、農民、知識人、青年、兵士の5階層の団結を象徴しています。

通称「金星紅旗」と呼ばれています。

政治体制は社会主義で、経済には市場原理重視の政策を取り入れ、迅速、機動的な政策決定、運営により近年では安定した高成長を達成しています。

面積	32万9,241平方キロメートル
人口	約9,250万人(2014年時点、国連人口基金推計)
首都	ハノイ
宗教	仏教、カトリック、カオダイ教他
公用語	ベトナム語
通貨	ドン(Dong)
主要産業	農林水産業、鉱業、軽工業
輸出	携帯電話・同部品、縫製品、PC・電子機器・同部品、履物、水産品等
輸入	機械設備・同部品、PC・電子機器・同部品、布地、携帯電話・同部品、鉄鋼等

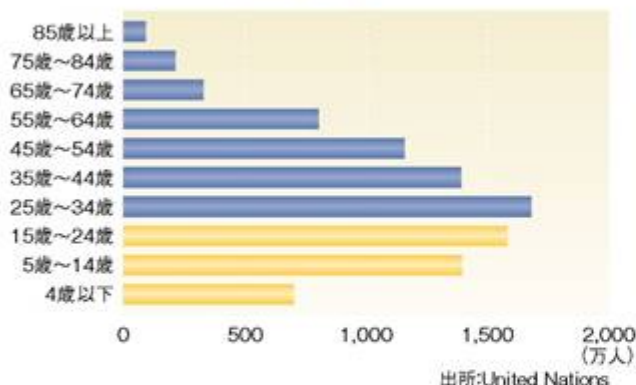
出所：外務省



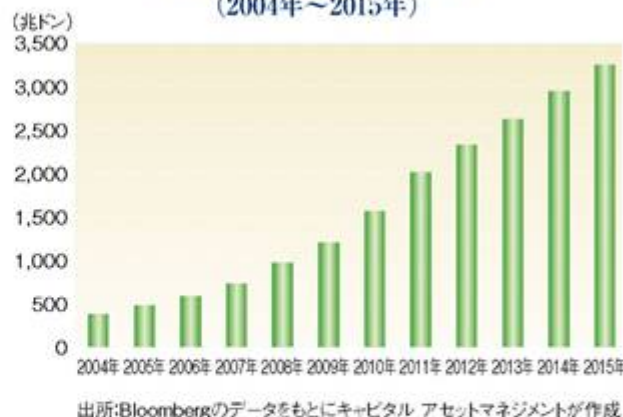
ベトナムの人口

ベトナムの全人口は約9,000万人、約四割が25歳以下であり、その若いパワーは旺盛な消費を生み出します。また、毎年約150万人が社会に出ており、安価な労働力は国際競争力の源ともなります。

ベトナムの人口構成
(2015年推計)



ベトナムの小売売上高の推移
(2004年～2015年)

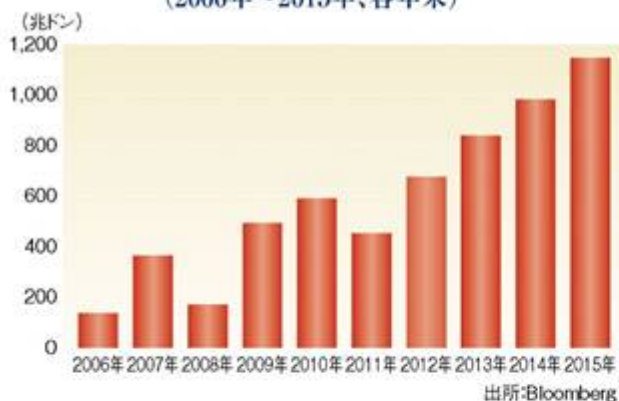


ベトナム株式市場について

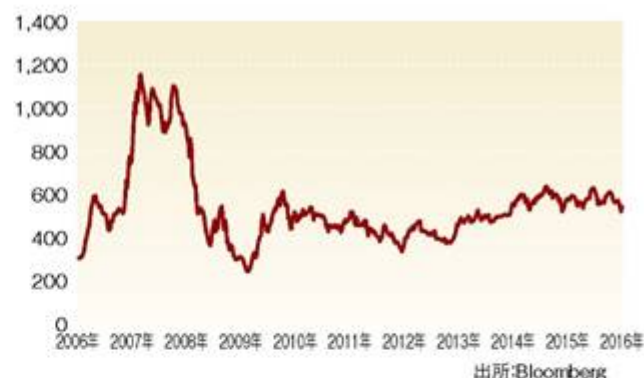
ベトナム経済の拡大とともに、株式市場も成長を続けています。

ホーチミン証券取引所の時価総額は、2015年12月末に約1,146.9兆ドン（約6.2兆円）に達しました。

ホーチミン証券取引所時価総額の推移
(2006年～2015年、各年末)



ベトナムVN指数の推移
(2006年1月～2016年1月)



ベトナムVN指数（ベトナム株価指数）は、ホーチミン証券取引所上場の全銘柄からなる時価総額加重平均指数です。2000年7月28日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出されます。

ホーチミン証券取引所上場の主な銘柄(2016年1月末)

銘柄名	業種	時価総額(兆ドン)
ベトナム乳業(ビナミルク)	食品・飲料・タバコ	139.2
ベトナム外資銀行(ベトコムバンク)	銀行	110.3
ビングループ	不動産	88.9
ベトロベトナム・ガス	公益	74.3
ベトナム産業貿易商業銀行	銀行	64.0
ベトナム投資開発銀行	銀行	57.4
マッサン・グループ	食品・飲料・タバコ	54.1
バオ・ベトナム・ホールディングス	保険	34.7
ミリタリー商業銀行	銀行	23.0
サコムバンク	銀行	20.4

出所: Bloombergのデータをもとにキャピタル アセットマネジメントが作成

(3) 【ファンドの仕組み】

③ 委託会社の概況

<訂正前>

イ. 資本金の額（平成27年7月末日現在）

資本金 280百万円

発行済株式の総数 8,705株

(略)

ハ. 大株主の状況（平成27年7月末日現在）

発行済株式の総数 (a) および資本金	8,705株 280百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b) (普通株式)	比率 (b/a)
キャピタル・パートナーズ 証券株式会社	東京都中央区日本橋3-13-11	<u>7,866株</u>	<u>90.4%</u>

<訂正後>

イ. 資本金の額（平成28年1月末日現在）

資本金 280百万円

発行済株式の総数 8,705株

(略)

ハ. 大株主の状況（平成28年1月末日現在）

発行済株式の総数 (a) および資本金	8,705株 280百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b) (普通株式)	比率 (b/a)
キャピタル・パートナーズ 証券株式会社	東京都中央区日本橋3-13-11	<u>8,060株</u>	<u>92.6%</u>

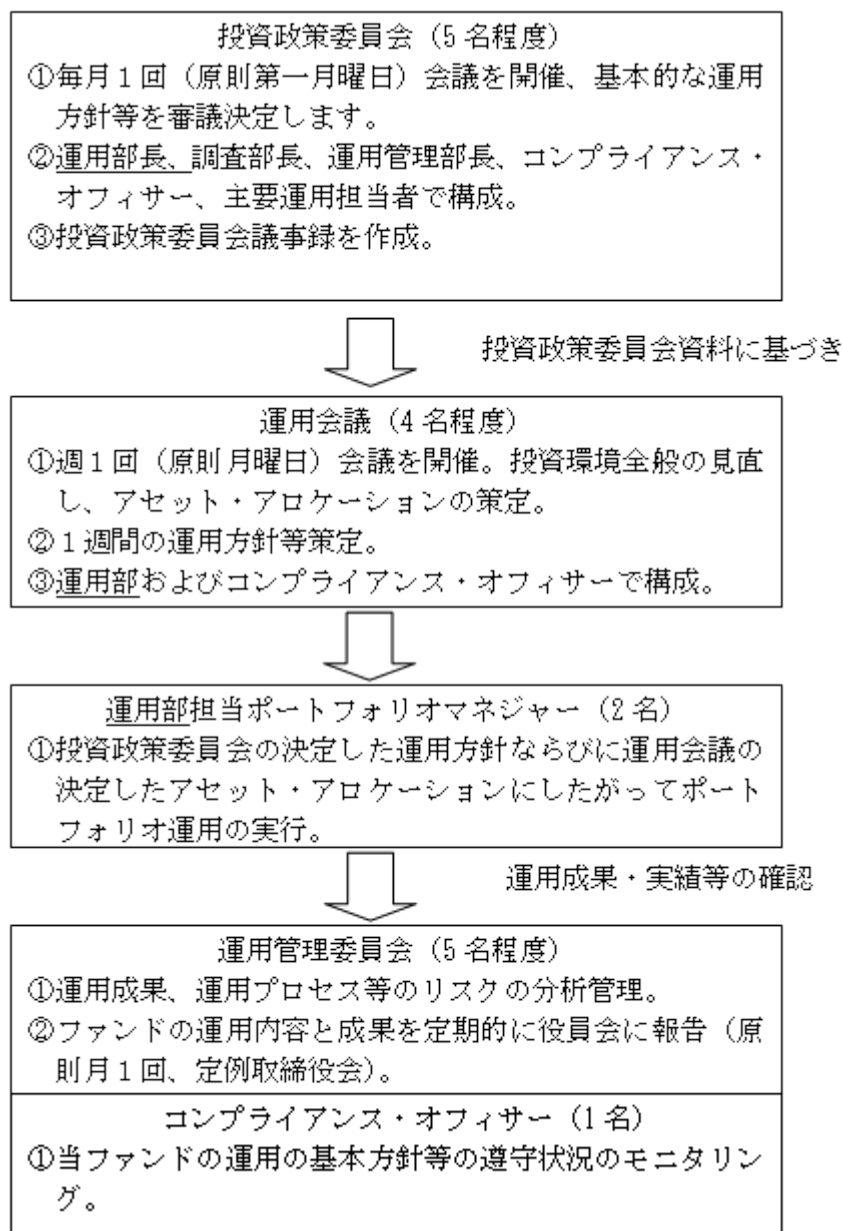
2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

① 運用体制

(略)



② 内部管理体制

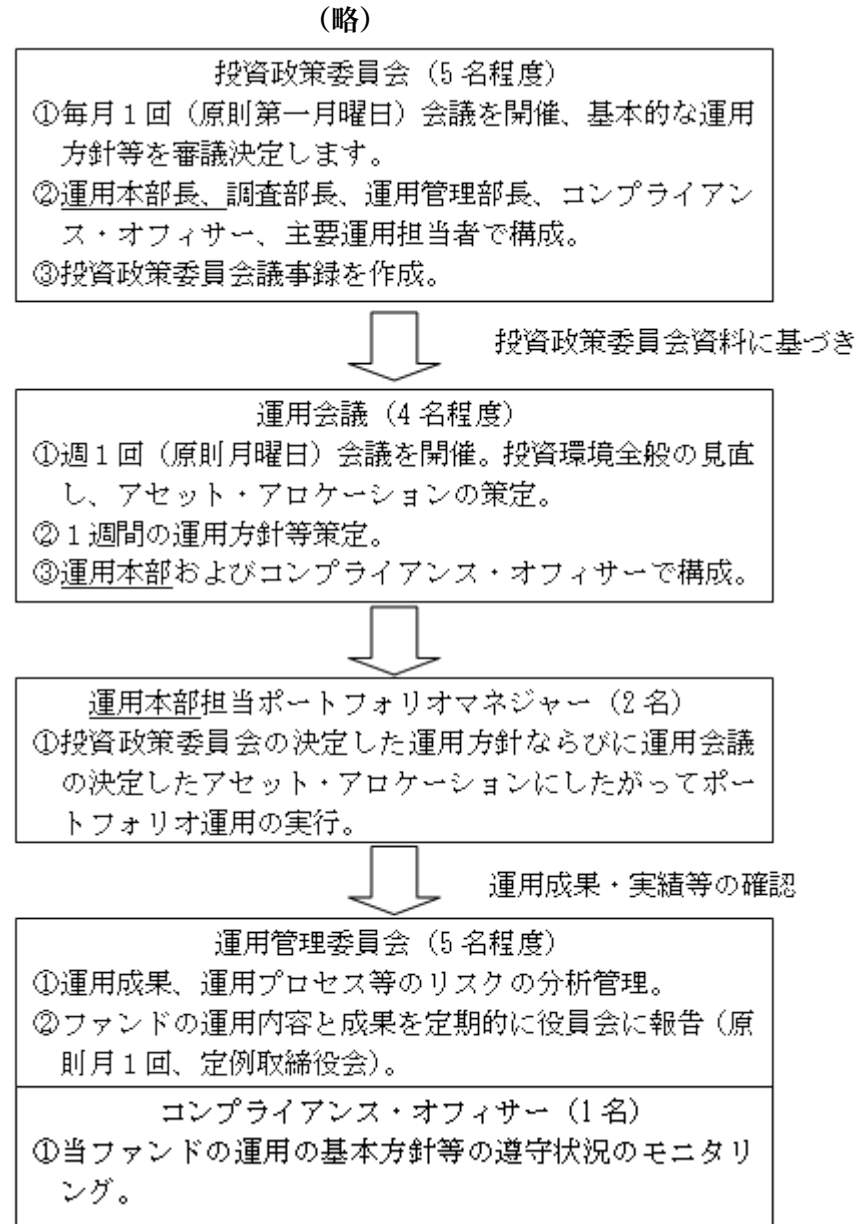
当ファンドの基本方針に則した適正な運営を行うべく、オペレーション部門による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用状況および運用成果等については、運用管理部が主催し、運用部およびコンプライアンス部門を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、業務執行に係る社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

(略)

(注) 運用体制は平成27年7月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

<訂正後>

① 運用体制



② 内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運営を行うべく、オペレーション部門による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用状況および運用成果等については、運用管理部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部門を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、業務執行に係る社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

(略)

(注) 運用体制は平成28年1月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

3【投資リスク】

(3) リスク管理体制

② 担当部署等の概要

<訂正前>

◆ コンプライアンス・オフィサー

（略）

- ・ 資産運用は、運用部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。

（略）

（注） 投資リスクに対する管理体制は平成27年7月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2010年8月～2015年7月)

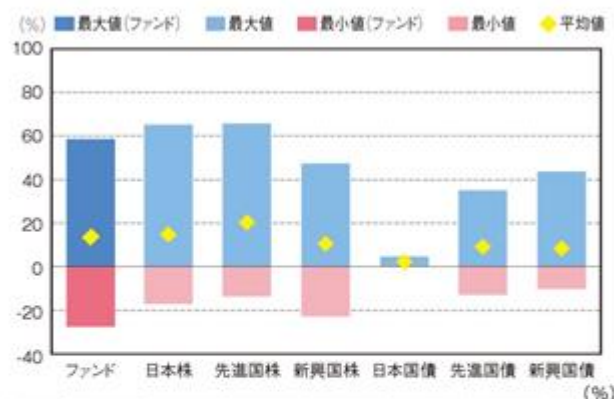


* 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* データは設定月末より掲載しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2010年8月～2015年7月)



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	58.7	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値	△27.2	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△10.1
平均値	15.5	14.9	20.1	10.6	2.4	9.3	8.5

ファンド: 2011年8月～2015年7月

代表的な資産クラス: 2010年8月～2015年7月

* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 騰落率は直近前月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債…NOMURA-BPI国債
 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債…JPモルガンEMBIグローバル・ディバースファイド指数(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。

なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガンEMBIグローバル・ディバースファイド指数(円ベース)

JPモルガンEMBIグローバル・ディバースファイド指数(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。

なお、JPモルガンEMBIグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

<訂正後>

◆ コンプライアンス・オフィサー

（略）

- ・ 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。

（略）

（注） 投資リスクに対する管理体制は平成28年1月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2011年2月～2016年1月)



* 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2011年2月～2016年1月)



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	58.7	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値	△27.2	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△7.5	△15.0
平均値	13.6	16.6	20.5	8.4	2.3	10.3	6.7

ファンド: 2011年8月～2016年1月

代表的な資産クラス: 2011年2月～2016年1月

* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 騰落率は直近前月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債…NOMURA-BPI国債
 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債…JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。

なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(円ベース)

JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。

なお、JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

1. 個人受益者の場合

(略)

※ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限りま

す。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

なお、平成28年1月1日以降、特定公社債（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能となる予定です。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（2016年1月1日から年間120万円となる予定です。）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より「ジュニアNISA」制度が開始される予定です。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

(略)

<分配金に関するイメージ図>

(略)

※ 税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

(略)

<訂正後>

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

※ 当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

1. 個人受益者の場合

(略)

※ 平成28年1月1日以降、解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限りま

す。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

なお、特定公社債（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能となる予定です。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。
NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より「ジュニアNISA」制度が開始される予定です。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

（略）

＜分配金に関するイメージ図＞

（略）

※ 税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

※ 上図はあくまでイメージ図ですので、個別元本・基準価額・分配金の各水準を示唆するものではありません。

（略）

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を以下の内容に更新いたします。以下は、更新される内容のみ記載しております。

<更新後>

(1) [投資状況]

「CAMベトナムファンド」

(平成28年1月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	6,560,461,631	99.51
内 日本	6,560,461,631	99.51
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	31,995,586	0.49
純資産総額	6,592,457,217	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)「CAMベトナムマザーファンド」

投資状況

(平成28年1月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
上場株式	6,529,173,419	99.53
内 ベトナム	6,529,173,419	99.53
未上場株式	—	—
内 カナダ	—	—
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	31,097,490	0.47
純資産総額	6,560,270,909	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) [投資資産]

① [投資有価証券の主要銘柄]

「CAMベトナムファンド」

投資有価証券明細

(平成28年1月29日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率
1	CAMベトナム マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券	3,959,479,529	1.7262 6,835,189,796	1.6569 6,560,461,631	99.51%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種投資比率

(平成28年1月29日現在)

種類	国内／外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	99.51
	小計	99.51
合 計（対純資産総額比）		99.51

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

（参考）「CAMベトナムマザーファンド」

投資有価証券明細

（平成28年1月29日現在）

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率
1	Viet Nam Dairy Products JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 食品・飲料・タバコ	3,107,678	123,000.00 382,244,394,000	116,000.000 360,490,648,000	29.67%
2	PN Holdings Limited	アメリカ・ドル ベトナム	株式 非分類	4,345,080	3.89 16,917,568	1.750 7,618,228	14.04%
3	FPT Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,352,500	48,200.00 161,590,500,000	46,000.000 154,215,000,000	12.69%
4	Masan Group Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 食品・飲料・タバコ	2,020,925	74,073.99 149,697,995,876	73,000.000 147,527,525,000	12.14%
5	DHG Pharmaceutical JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,071,010	65,500.00 70,151,155,000	63,000.000 67,473,630,000	5.55%
6	Refrigeration Electrical Engin	ベトナム・ドン ベトナム	株式 資本財	2,356,370	25,000.00 58,909,250,000	24,600.000 57,966,702,000	4.77%
7	Saigon Securities Inc	ベトナム・ドン ベトナム	株式 各種金融	1,156,000	22,600.00 26,125,600,000	20,300.000 23,466,800,000	1.93%
8	Vingroup JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 不動産	485,800	44,208.26 21,476,374,100	48,300.000 23,464,140,000	1.93%
9	Bank for Foreign Trade of Viet	ベトナム・ドン ベトナム	株式 銀行	550,000	41,365.04 22,750,772,250	40,500.000 22,275,000,000	1.83%
10	Gemadept Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 運輸	550,000	43,455.99 23,900,797,500	40,000.000 22,000,000,000	1.81%
11	Military Commercial Joint Stoc	ベトナム・ドン ベトナム	株式 銀行	1,494,160	14,068.43 21,020,490,000	14,500.000 21,665,320,000	1.78%
12	PetroVietnam Gas JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 公益事業	410,000	38,700.00 15,867,000,000	36,700.000 15,047,000,000	1.24%
13	Mobile World Investment Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 小売	186,000	75,000.00 13,950,000,000	70,000.000 13,020,000,000	1.07%
14	Ho Chi Minh City Infrastructur	ベトナム・ドン ベトナム	株式 運輸	550,000	21,300.00 11,715,000,000	22,200.000 12,210,000,000	1.01%
15	Binh Chanh Construction Invest	ベトナム・ドン ベトナム	株式 不動産	508,135	22,600.00 11,483,851,000	23,100.000 11,737,918,500	0.97%
16	Hoa Sen Group	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	409,500	33,400.00 13,677,300,000	28,400.000 11,629,800,000	0.96%
17	Bank for Investment and Develo	ベトナム・ドン ベトナム	株式 銀行	651,341	20,600.00 13,417,624,600	16,500.000 10,747,126,500	0.88%
18	Phu Nhuan Jewelry JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 耐久消費財・アパレル	201,100	45,927.06 9,235,933,150	44,500.000 8,948,950,000	0.74%
19	Petro Vietnam Nhon Trach 2 Powe	ベトナム・ドン ベトナム	株式 公益事業	321,000	27,100.00 8,699,100,000	26,200.000 8,410,200,000	0.69%
20	Dat Xanh Real Estate Ser & Const Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 不動産	350,000	18,933.49 6,626,724,000	18,000.000 6,300,000,000	0.52%
21	Kido Group Corporation	ベトナム・ドン ベトナム	株式 食品・飲料・タバコ	198,612	28,200.00 5,600,858,400	22,400.000 4,448,908,800	0.37%
22	HATIEN 1 Cement JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	150,000	27,000.00 4,050,000,000	25,100.000 3,765,000,000	0.31%
23	Vietnam Container Shipping JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 運輸	50,000	79,619.25 3,980,962,500	72,000.000 3,600,000,000	0.30%
24	SPM Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	207,590	16,300.00 3,383,717,000	16,800.000 3,487,512,000	0.29%

25	Bao Viet Holdings	ベトナム・ドン ベトナム	株式 保険	70,000	52,000.00 3,640,000,000	49,600.000 3,472,000,000	0.29%
26	Hoa Binh Construction and Real	ベトナム・ドン ベトナム	株式 資本財	147,960	18,800.00 2,781,648,000	21,900.000 3,240,324,000	0.27%
27	Hoa Phat Group JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	120,420	29,800.00 3,588,516,000	26,500.000 3,191,130,000	0.26%
28	CENTURY SYNTHETIC FIBER CORP	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	100,000	31,647.40 3,164,740,000	29,100.000 2,910,000,000	0.24%
29	Dong Phu Rubber JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	71,320	32,000.00 2,282,240,000	32,000.000 2,282,240,000	0.19%
30	Vietnam Joint Stock Commercial	ベトナム・ドン ベトナム	株式 銀行	114,002	18,400.00 2,097,636,800	17,200.000 1,960,834,400	0.16%

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(平成28年1月29日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
上場株式	外国	エネルギー	0.20
		素材	1.96
		資本財	5.04
		運輸	3.11
		自動車・自動車部品	0.12
		耐久消費財・アパレル	0.74
		小売	1.07
		食品・飲料・タバコ	42.33
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.84
		銀行	4.66
		各種金融	1.93
		保険	0.35
		不動産	3.51
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12.69
		公益事業	1.93
		非分類	14.04
	小計		99.53
未上場株式	外国	素材	—
合 計（対純資産総額比）			99.53

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

② [投資不動産物件]

該当事項はありません。

③ [その他投資資産の主要なもの]

該当事項はありません。

(3) [運用実績]

① [純資産の推移]

平成28年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末日 (平成22年12月10日)	8,905,557,292	8,905,557,292	0.9809	0.9809
第2計算期間末日 (平成23年 6月10日)	11,030,668,953	11,056,322,101	0.8600	0.8620
第3計算期間末日 (平成23年12月12日)	8,808,171,883	8,978,626,840	0.7751	0.7901
第4計算期間末日 (平成24年 6月11日)	8,769,839,035	8,876,099,249	0.8253	0.8353
第5計算期間末日 (平成24年12月10日)	8,479,953,107	8,575,854,752	0.8842	0.8942
第6計算期間末日 (平成25年6月10日)	9,909,600,785	10,149,506,553	1.2392	1.2692
第7計算期間末日 (平成25年12月10日)	8,915,889,124	9,150,220,401	1.2556	1.2886
第8計算期間末日 (平成26年6月10日)	8,650,021,628	8,787,275,394	1.2604	1.2804
第9計算期間末日 (平成26年12月10日)	8,037,541,094	8,157,525,757	1.3398	1.3598
第10計算期間末日 (平成27年6月10日)	7,181,054,368	7,293,058,746	1.2823	1.3023
第11計算期間末日 (平成27年12月10日)	6,877,084,569	6,986,279,474	1.2596	1.2796
平成27年 1月末日	7,675,182,277	—	1.3239	—
2月末日	7,747,269,925	—	1.3654	—
3月末日	7,167,350,475	—	1.2760	—
4月末日	7,207,221,096	—	1.2853	—
5月末日	7,472,772,733	—	1.3313	—
6月末日	7,223,723,457	—	1.3098	—
7月末日	7,866,492,468	—	1.4048	—
8月末日	7,532,610,071	—	1.2852	—
9月末日	6,576,585,915	—	1.1980	—
10月末日	7,208,584,307	—	1.3129	—
11月末日	7,111,542,255	—	1.3017	—
12月末日	7,114,517,436	—	1.2916	—
平成28年 1月末日	6,592,457,217	—	1.2046	—

② [分配の推移]

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	—
第2計算期間	0.0020
第3計算期間	0.0150
第4計算期間	0.0100
第5計算期間	0.0100
第6計算期間	0.0300
第7計算期間	0.0330
第8計算期間	0.0200
第9計算期間	0.0200
第10計算期間	0.0200
第11計算期間	0.0200

③ [収益率の推移]

計算期間	収益率(%)
第1計算期間	△1.9
第2計算期間	△12.1
第3計算期間	△8.1
第4計算期間	7.8
第5計算期間	8.3
第6計算期間	43.5
第7計算期間	4.0
第8計算期間	2.0
第9計算期間	7.9
第10計算期間	△2.8
第11計算期間	△0.2

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。
収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4) [設定及び解約の実績]

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1計算期間	9,099,723,794	20,538,550	9,079,185,244
第2計算期間	4,684,965,308	937,576,491	12,826,574,061
第3計算期間	64,569,841	1,527,480,097	11,363,663,805
第4計算期間	104,849,699	842,492,042	10,626,021,462
第5計算期間	32,359,199	1,068,216,100	9,590,164,561
第6計算期間	340,063,590	1,933,369,212	7,996,858,939
第7計算期間	49,145,154	945,056,305	7,100,947,788
第8計算期間	308,433,867	546,693,327	6,862,688,328
第9計算期間	61,982,024	925,437,162	5,999,233,190
第10計算期間	65,892,536	464,906,788	5,600,218,938
第11計算期間	548,381,271	688,854,948	5,459,745,261

(注) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報)

基準日：2016年1月29日

■基準価額・純資産の推移

2010年8月10日(設定日)～2016年1月29日



基準価額	12,046円
純資産総額	65.9億円

■分配の推移

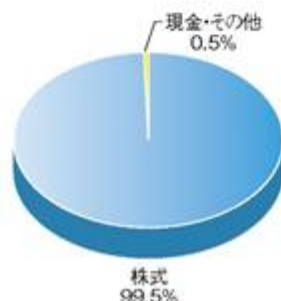
決算日	分配金額
2013年12月10日	330円
2014年6月10日	200円
2014年12月10日	200円
2015年6月10日	200円
2015年12月10日	200円
設定来累計	1,800円

1万口あたり/税引前

※最近5期分の分配実績を記載しております。

■主要な資産の状況(マザーファンド)

【資産配分】



【業種別配分】

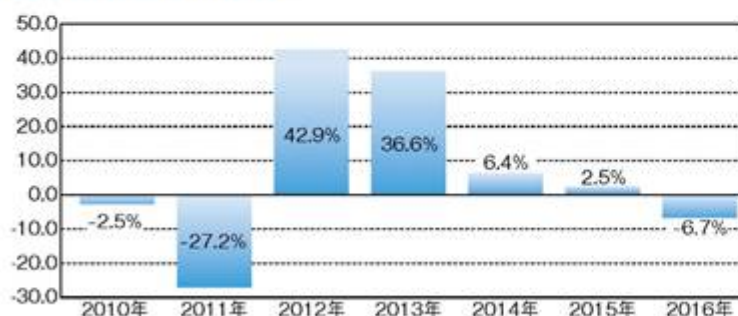


【組入れ上位10銘柄】

組入れ銘柄数：38銘柄

銘柄名	業種	投資比率
ベトナム乳業(ビナミルク)	食品・飲料・タバコ	29.7%
PNホールディングス	非分類	14.0%
FPT	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12.7%
マッサン・グループ	食品・飲料・タバコ	12.1%
DHG製薬(DHGファーマシューティカル)	医薬品・バイオ	5.6%
リー冷蔵電気工業	資本財	4.8%
サイゴン証券(サイゴン・セキュリティーズ)	各種金融	1.9%
ビングループ	不動産	1.9%
ベトナム外務銀行(ベトナムバンク)	銀行	1.8%
ジェマデフト	運輸	1.8%

■年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2010年:設定時(2010年8月10日)から2010年末までの騰落率

※2016年:1月末までの1ヵ月間の騰落率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」を以下の内容に更新いたします。以下は、更新される内容のみ記載しております。

<更新後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成27年6月11日から平成27年12月10日まで）の財務諸表について、監査法人五大による監査を受けております。

1【財務諸表】

【CAMベトナムファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期計算期間 (平成27年6月10日現在)	第11期計算期間 (平成27年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	224,684,478	197,480,352
親投資信託受益証券	7,093,870,229	6,810,435,341
流動資産合計	7,318,554,707	7,007,915,693
資産合計	7,318,554,707	7,007,915,693
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	112,004,378	109,194,905
未払解約金	9,199,550	4,953,776
未払受託者報酬	510,293	516,005
未払委託者報酬	14,671,118	14,835,438
その他未払費用	1,115,000	1,331,000
流動負債合計	137,500,339	130,831,124
負債合計	137,500,339	130,831,124
純資産の部		
元本等		
元本	5,600,218,938	5,459,745,261
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,580,835,430	1,417,339,308
（分配準備積立金）	1,898,643,648	1,654,754,791
元本等合計	7,181,054,368	6,877,084,569
純資産合計	7,181,054,368	6,877,084,569
負債純資産合計	7,318,554,707	7,007,915,693

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期計算期間 自 平成26年12月11日 至 平成27年 6 月10日	第11期計算期間 自 平成27年 6 月11日 至 平成27年12月10日
営業収益		
受取利息	6,130	2,883
有価証券売買等損益	△121,397,694	16,565,112
営業収益合計	△121,391,564	16,567,995
営業費用		
受託者報酬	3,225,019	3,134,274
委託者報酬	92,720,598	90,111,397
その他費用	1,115,000	1,331,000
営業費用合計	97,060,617	94,576,671
営業利益又は営業損失（△）	△218,452,181	△78,008,676
経常利益又は経常損失（△）	△218,452,181	△78,008,676
当期純利益又は当期純損失（△）	△218,452,181	△78,008,676
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△8,102,316	△22,843,869
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,038,307,904	1,580,835,430
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,930,381	195,127,749
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	19,930,381	195,127,749
剰余金減少額又は欠損金増加額	155,048,612	194,264,159
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	155,048,612	194,264,159
分配金	112,004,378	109,194,905
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,580,835,430	1,417,339,308

（３）【注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	第10期計算期間 (平成27年6月10日現在)	第11期計算期間 (平成27年12月10日現在)
1. 期首元本額	5,999,233,190円	5,600,218,938円
期中追加設定元本額	65,892,536円	548,381,271円
期中一部解約元本額	464,906,788円	688,854,948円
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,600,218,938口	5,459,745,261口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第10期計算期間 自 平成26年12月11日 至 平成27年 6 月10日	第11期計算期間 自 平成27年 6 月11日 至 平成27年12月10日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（148,788,422円）及び分配準備積立金（2,010,648,026円）より分配対象額は2,159,436,448円（1口当たり0.385599円）であり、うち112,004,378円（1口当たり0.020000円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（79,387,969円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（323,419,689円）及び分配準備積立金（1,684,561,727円）より分配対象額は2,087,369,385円（1口当たり0.382320円）であり、うち109,194,905円（1口当たり0.020000円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第11期計算期間 自 平成27年 6 月11日 至 平成27年12月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第10期計算期間末及び 第11期計算期間末
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第10期計算期間末 （平成27年6月10日現在）	第11期計算期間末 （平成27年12月10日現在）
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△117,374,833	30,092,330
合計	△117,374,833	30,092,330

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

市場価額その他当該取引に係わる価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第10期計算期間 （平成27年6月10日現在）	第11期計算期間 （平成27年12月10日現在）
1口当たり純資産額	1.2823円	1.2596円
（1万口当たり純資産額）	（12,823円）	（12,596円）

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表（平成27年12月10日現在）

イ．株式

該当事項はありません。

ロ．株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	CAMベトナムマザーファンド	3,944,648,330	6,810,435,341	
親投資信託受益証券 合計		3,944,648,330	6,810,435,341	
合計		3,944,648,330	6,810,435,341	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「CAMベトナムマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

CAMベトナムマザーファンド

（１）貸借対照表

区分	（平成27年6月10日現在）	（平成27年12月10日現在）
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	230,238,632	18,717,285
金銭信託	935,256	687,824
コール・ローン	52,613,104	684,267
株式	6,739,612,149	6,789,919,406
未収入金	51,548,294	—
未取配当金	18,992,400	512,325
流動資産合計	7,093,939,835	6,810,521,107
資産合計	7,093,939,835	6,810,521,107
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本	4,147,491,949	3,944,648,330
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,946,447,886	2,865,872,777
元本等合計	7,093,939,835	6,810,521,107
純資産合計	7,093,939,835	6,810,521,107
負債純資産合計	7,093,939,835	6,810,521,107

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	（平成27年6月10日現在）	（平成27年12月10日現在）
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,604,168,588円	4,147,491,949円
同期中における追加設定元本額	—円	229,870,821円
同期中における一部解約元本額	456,676,639円	432,714,440円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
CAMベトナムファンド	4,147,491,949円	3,944,648,330円
計	4,147,491,949円	3,944,648,330円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	4,147,491,949口	3,944,648,330口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成27年 6 月11日 至 平成27年12月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成27年6月10日現在及び 平成27年12月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」における「デリバティブ取引の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成27年6月10日現在	平成27年12月10日現在
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	△297,297,711	227,432,658
合計	△297,297,711	227,432,658

（注）当期間とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
市場価額その他当該取引に係わる価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成27年6月10日現在	平成27年12月10日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	1.7104円	1.7265円
(1万口当たり純資産額)	(17,104円)	(17,265円)

(3) 附属明細表

①有価証券明細表（平成27年12月10日現在）

イ. 株式

通貨	銘柄名	数量（株）	評価単価	評価金額	備考
オーストラリア・ドル	Besra Gold Inc	14,342,780	0.000	0.00	
オーストラリア・ドル 小計		14,342,780		0.00 (－)	
ベトナム・ドン	Ho Chi Minh City Infrastructur	550,000	21,300.000	11,715,000,000.00	
	Kido Group Corporation	198,612	28,200.000	5,600,858,400.00	
	Refrigeration Electrical Engin	2,356,370	25,000.000	58,909,250,000.00	
	Viet Nam Dairy Products JSC	3,107,678	123,000.000	382,244,394,000.00	
	Baominh Insurance Corp	33,000	25,200.000	831,600,000.00	
	PetroVietnam Drilling and Well	65,401	29,000.000	1,896,629,000.00	
	FPT Corp	3,352,500	48,200.000	161,590,500,000.00	
	DHG Pharmaceutical JSC	1,071,010	65,500.000	70,151,155,000.00	
	Saigon Securities Inc	1,156,000	22,600.000	26,125,600,000.00	
	Hoa Binh Construction and Real	147,960	18,800.000	2,781,648,000.00	
	Vingroup JSC	185,800	41,800.000	7,766,440,000.00	
	HATIEN 1 Cement JSC	150,000	27,000.000	4,050,000,000.00	
	Hoa Phat Group JSC	120,420	29,800.000	3,588,516,000.00	
	Dong Phu Rubber JSC	71,320	32,000.000	2,282,240,000.00	
	Tu Liem Urban Development JSC	90,000	14,100.000	1,269,000,000.00	
	Vinh Hoan Corp	61,790	35,600.000	2,199,724,000.00	
	PetroVietnam Technical Service	70,050	18,100.000	1,267,905,000.00	
	Hoa Sen Group	409,500	33,400.000	13,677,300,000.00	
	Petro Vietnam Nhon Trach 2 Powe	321,000	27,100.000	8,699,100,000.00	
	Vietnam Joint Stock Commercial	114,002	18,400.000	2,097,636,800.00	
	Southern Rubber Industry JSC	63,250	24,600.000	1,555,950,000.00	
	SPM Corp	207,590	16,300.000	3,383,717,000.00	
	Binh Chanh Construction Invest	508,135	22,600.000	11,483,851,000.00	
	Dat Xanh Real Estate Ser & Const Corp	150,000	18,700.000	2,805,000,000.00	
	Viet Nam Export-Import Commerc	3	10,100.000	30,300.00	
	Masan Group Corp	1	71,500.000	71,500.00	
	Bao Viet Holdings	70,000	52,000.000	3,640,000,000.00	
	Bank for Foreign Trade of Viet	400,000	41,400.000	16,560,000,000.00	
	Military Commercial Joint Stoc	1,394,160	14,000.000	19,518,240,000.00	
	Hoang Huy Investment Services	378,000	15,400.000	5,821,200,000.00	
	PetroVietnam Gas JSC	410,000	38,700.000	15,867,000,000.00	
	Bank for Investment and Develo	651,341	20,600.000	13,417,624,600.00	
	Mobile World Investment Corp	186,000	75,000.000	13,950,000,000.00	
ベトナム・ドン 小計		18,050,893		876,747,180,600.00 (4,734,434,775)	
アメリカ・ドル	PN Holdings Limited	4,345,080	3.8935	16,917,568.98	
アメリカ・ドル 小計		4,345,080		16,917,568.98 (2,055,484,631)	

合計	36,738,753		6,789,919,406 (6,789,919,406)	
----	------------	--	----------------------------------	--

（注１）各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

（注２）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

ロ. 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
オーストラリア・ドル	株式 1銘柄	—	—
ベトナム・ドン	株式 33銘柄	69.5%	69.7%
アメリカ・ドル	株式 1銘柄	30.2%	30.3%

（注）組入株式時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「CAMベトナムファンド」

(平成28年1月29日現在)

I 資産総額	6,608,644,484円
II 負債総額	16,187,267円
III 純資産総額(I - II)	6,592,457,217円
IV 発行済数量	5,472,554,395口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.2046円

(参考)「CAMベトナムマザーファンド」

(平成28年1月29日現在)

I 資産総額	6,560,270,909円
II 負債総額	0円
III 純資産総額(I - II)	6,560,270,909円
IV 発行済数量	3,959,479,529口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.6569円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

以下の内容に更新いたします。以下は、更新される内容のみ記載しております。

<更新後>

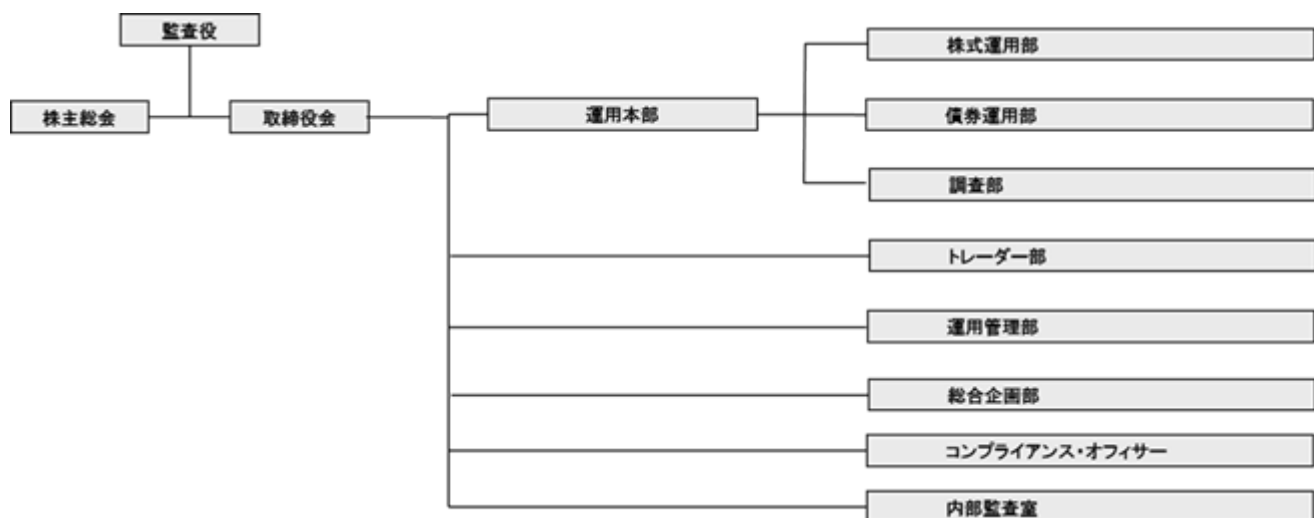
1【委託会社等の概況】（平成28年1月末日現在）

(1) 資本金等

- ① 資本金の額
280百万円
- ② 会社が発行する株式総数
40,000株
- ③ 発行済株式総数
8,705株
- ④ 過去5年間における資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の組織図

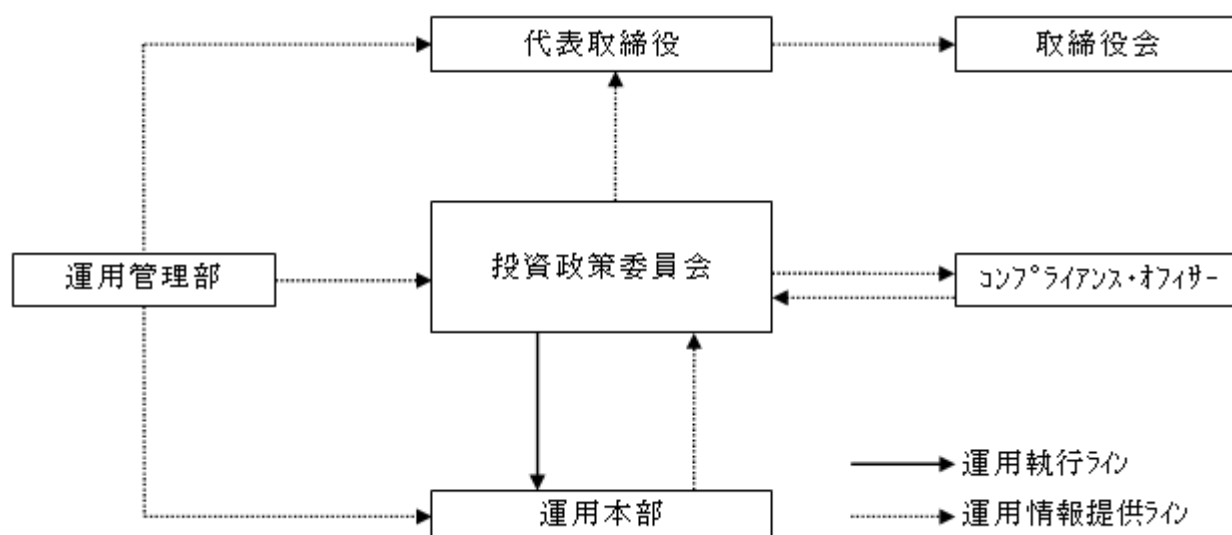


(注) 上記組織は、平成28年1月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長各1名を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

③ 投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、平成28年1月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成28年1月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	25本	19,738百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表並びに中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人五大により監査及び中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成26年3月31日現在)		当事業年度 (平成27年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金			52,057		22,360
2 未収委託者報酬			44,389		42,763
3 未収運用受託報酬			119,888		2,445
4 未収その他報酬			421		138
5 未収収益			140		-
6 立替金			13,913		7,823
7 前払費用			1,857		2,011
8 その他			1		502
流動資産合計			232,668		78,045
II 固定資産					
1 有形固定資産	※1		6,347		5,931
(1) 建物		2,873		2,491	
(2) 器具備品		3,473		3,440	
2 無形固定資産			26,022		19,540
(1) 電話加入権		52		52	
(2) ソフトウェア		13,934		7,452	
(3) ソフトウェア仮勘定		12,035		12,035	
3 投資その他の資産			368,000		665,881
(1) 投資有価証券	※2	278,100		214,775	
(2) 敷金		5,704		5,560	
(3) 供託金	※4	84,194		-	
(4) 差押債権	※5	-		445,545	
固定資産合計			400,370		691,353
資産合計			633,038		769,398
(負債の部)					
I 流動負債					
1 未払金	※3		85,565		95,326
2 未払代行手数料	※3		18,582		20,855
3 未払費用	※3		80,716		65,523
4 未払法人税等			31,105		10,600
5 賞与引当金			7,500		7,500
6 未払消費税等			17,739		4,720
7 預り金			1,768		1,992
流動負債合計			242,978		206,518
II 固定負債					
1 繰延税金負債			5,071		4,128

		前事業年度 (平成26年3月31日現在)		当事業年度 (平成27年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
固定負債合計			5,071		4,128
負債合計 (純資産の部)			248,049		210,647

I 株主資本					
1 資本金			280,000		280,000
2 資本剰余金			55,251		55,251
（1）資本準備金	55,251			55,251	
3 利益剰余金			40,579		214,845
（1）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金	40,579			214,845	
株主資本合計			375,830		550,096
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			9,158		8,654
評価・換算差額等合計			9,158		8,654
純資産合計			384,989		558,750
負債及び純資産合計			633,038		769,398

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
I 営業収益					
1 委託者報酬			1,139,538		707,212
2 運用受託報酬			138,149		43,571
3 商品投資顧問料			1,096		725
4 その他営業収益			5,097		8,688
営業収益合計			1,283,881		760,197
II 営業費用					
1 支払手数料	※1		410,767		266,451
2 広告宣伝費			43		-
3 調査費			32,686		23,851
4 委託計算費			66,245		18,788
5 営業雑経費			8,232		21,368
(1) 通信費		1,974		1,567	
(2) 協会費		2,013		1,991	
(3) 印刷費		4,244		17,809	
営業費用合計			517,974		330,460
III 一般管理費					
1 給料			91,795		100,310
(1) 役員報酬		26,910		30,240	
(2) 給料・手当		47,732		53,130	
(3) 賞与		8,465		7,690	
(4) 賞与引当金繰入額		7,500		7,500	
(5) 法定福利費		1,187		1,750	
2 旅費交通費			1,196		1,686
3 租税公課			4,273		5,720
4 不動産賃借料			12,142		12,471
5 減価償却費			7,329		8,068
6 業務委託費	※1		206,904		104,642
7 その他一般管理費			38,049		36,904
一般管理費合計			361,692		269,803
営業利益			404,215		159,933
IV 営業外収益					
1 投資有価証券利息			140		140
2 受取利息			6		7
3 受取配当金			4,706		20,133
4 為替差益			36		-
5 雑収入			12		2
営業外収益合計			4,901		20,283
V 営業外費用					

1	為替差損			-		281
---	------	--	--	---	--	-----

		前事業年度 (自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日)		当事業年度 (自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
2　雑損失			209		147
営業外費用合計			209		428
経常利益			408,907		179,788
Ⅵ　特別利益					
1　投資有価証券売却益			-		11,236
2　投資有価証券償還益			-		1,431
特別利益合計			-		12,668
Ⅶ　特別損失					
1　投資有価証券売却損			245		-
2　投資有価証券償還損			-		591
3　減損損失			-		859
4　その他			3		25
特別損失合計			248		1,475
税引前当期純利益			408,659		190,980
法人税、住民税及び事業税			29,531		16,715
法人税等調整額			-		-
当期純利益			379,127		174,265

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰余金			
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	280,000	75,251	2,672	△273,220	-	84,703	△3,432
当期変動額							
当期純利益				379,127		379,127	
資本準備金の振替		△20,000	20,000			-	
自己株式の取得					△88,000	△88,000	
自己株式の消却			△22,672	△65,327	88,000	-	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						-	12,590
当期変動額合計	-	△20,000	△2,672	313,800	-	291,127	12,590
当期末残高	280,000	55,251	-	40,579	-	375,830	9,158

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	280,000	55,251	-	40,579	375,830	9,158
当期変動額						
当期純利益				174,265	174,265	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）					-	△504
当期変動額合計	-	-	-	174,265	174,265	△504
当期末残高	280,000	55,251	-	214,845	550,096	8,654

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4年～5年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 676千円 器具備品 9,335千円 ※2. 投資有価証券のうち、国債10,490千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。 ※3. 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払代行手数料 9,296千円 ※4. ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）の助言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定金額に係る東京法務局への供託金であります（6.偶発債務の注記参照）。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,058千円 器具備品 10,725千円 ※2. 投資有価証券のうち、国債10,397千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。 ※3. 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 7,189千円 未払代行手数料 7,254千円 未払費用 64,171千円

6.偶発債務 (係争事件) 平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）により総額370,419千円（平成26年5月23日付け、訴えの変更申立書による訴額529,457千円）の報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。 当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬および成功報酬の支払いについても要求してきたものであり、現在、係争中であります。 上記解除通知日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、現時点において将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。	※5.注記6.偶発債務（係争事件）に記載の係争事件について、平成26年10月17日付けの東京地方裁判所の判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続を行い、平成26年12月10日付けで東京地方裁判所から当社が有する債権を対象とする債権差押及び転付命令（総額502,942千円）が送達されました。当該債権差押及び転付命令の対象となった債権のうち東京法務局に対する供託金及び支払期の到来した委託者報酬債権について差押債権として計上しております。なお、このほかに当事業年度末日後に支払期の到来する委託者報酬請求権57,397千円が、当該債権差押及び転付命令の対象となっております。 6.偶発債務 (係争事件) 平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。 当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。 東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中であります。第1審（東京地方裁判所）の判決に対し、平成24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、当社の正当性を訴えております。 なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。
---	--

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
※ 1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれて おります。 支払手数料 272,989千円 業務委託費 182,626千円	※ 1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれて おります。 支払手数料 174,378千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	—	—	8,705
優先株式	1,600	—	1,600	—
合計	10,305	—	1,600	8,705

(注) 優先株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
優先株式	-	1,600	1,600	-
合計	-	1,600	1,600	-

(注1) 優先株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

(注2) 優先株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	—	—	8,705
合計	8,705	—	—	8,705

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	52,057	52,057	—
(2) 未収委託者報酬	44,389	44,389	—
(3) 未収運用受託報酬	119,888	119,888	—
(4) 未収その他報酬	421	421	—
(5) 立替金	13,913	13,913	—
(6) 投資有価証券	278,100	278,100	—
(7) 敷金	5,704	5,185	△519
資産計	514,475	513,955	△519
(1) 未払金	85,565	85,565	—
(2) 未払代行手数料	18,582	18,582	—
(3) 未払費用	80,716	80,716	—
(4) 未払法人税等	31,105	31,105	—
(5) 未払消費税等	17,739	17,739	—
(6) 預り金	1,768	1,768	—
負債計	235,478	235,478	—

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	22,360	22,360	—
(2) 未収委託者報酬	42,763	42,763	—
(3) 未収運用受託報酬	2,445	2,445	—
(4) 未収その他報酬	138	138	—
(5) 立替金	7,823	7,823	—
(6) 投資有価証券	214,775	214,775	—
(7) 敷金	5,560	5,205	△355
資産計	295,867	295,511	△355
(1) 未払金	13,319	13,319	—
(2) 未払代行手数料	20,855	20,855	—
(3) 未払費用	147,530	147,530	—
(4) 未払法人税等	10,600	10,600	—
(5) 未払消費税等	4,720	4,720	—
(6) 預り金	1,992	1,992	—
負債計	199,018	199,018	—

（注1）金融商品の時価の算定方法及および投資有価証券に関する事項

① 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収その他報酬、立替金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

② 投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

③ 敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

④ 未払金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額（単位：千円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
供託金	84,194	-
差押債権	-	445,545
合計	84,194	445,545

供託金及び差押債権については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	52,057	—	—	—
未収委託者報酬	44,389	—	—	—
未収運用受託報酬	119,888	—	—	—
未収その他報酬	421	—	—	—
立替金	13,913	—	—	—
投資有価証券 (その他有価証券)				
国債	—	10,000	—	—
合計	230,669	10,000	—	—

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,360	—	—	—
未収委託者報酬	42,763	—	—	—
未収運用受託報酬	2,445	—	—	—
未収その他報酬	138	—	—	—
立替金	7,823	—	—	—
投資有価証券 (その他有価証券)				
国債	—	10,000	—	—

合計	75,531	10,000	—	—
----	--------	--------	---	---

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	10,490	10,089	401
	(3) その他	234,591	216,884	17,706
	小計	245,081	226,973	18,107
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	24,242	26,897	△2,654
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	8,776	10,000	△1,224
	小計	33,018	36,897	△3,878
計		278,100	263,870	14,229

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	10,397	10,089	308
	(3) その他	164,974	150,005	14,968
	小計	175,372	160,094	15,277
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	25,373	26,897	△1,523
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	14,029	15,000	△971
	小計	39,402	41,897	△2,494
計		214,775	201,991	12,783

(注) 減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	4,755	-	245
計	4,755	-	245

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	96,767	11,236	-
計	96,767	11,236	-

（税効果会計関係）

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産 賞与引当金 2,673 未払事業税 3,134 未払費用 352 繰越欠損金 48,406 その他 129 繰延税金資産小計 54,695 評価性引当額 △54,695 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 投資有価証券評価差額金 5,071 繰延税金負債合計 5,071	繰延税金資産 賞与引当金 2,479 未払事業税 1,202 その他 159 繰延税金資産小計 3,841 評価性引当額 △3,841 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 投資有価証券評価差額金 4,128 繰延税金負債合計 4,128
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率 38.0% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.7 住民税均等割 0.1 評価性引当額の減少額 △30.4 その他 △1.2 税効果会計適用後の法人税等の負担率 7.2	法定実効税率 35.6% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.7 住民税均等割 0.2 評価性引当額の減少額 △26.6 その他 △2.1 税効果会計適用後の法人税等の負担率 8.8
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	-	「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	946,552	投資運用業

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	473,276	投資運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 平成25年4月 1 日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル・ パートナーズ証 券(株)	東京都 中央区	2,950	金融商 品取扱 会社	(被所有) 直接 76.7	業務受託	証券代行 手数料の支払 (注1)	271,848	未払代行 手数料	9,296
							業務委託費の支 払 (注2)	182,626	-	-
							経営指導料の支 払 (注2)	30,000	-	-
							不動産賃借 (注3)	12,142	敷金	5,704

当事業年度(自 平成26年4月 1 日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル・ パートナーズ証 券(株)	東京都 中央区	1,000	金融商 品取扱 会社	(被所有) 直接 88.5	業務受託	証券代行 手数料の支払 (注1)	174,378	未払代行 手数料	7,254
							業務委託費の支 払 (注2)	73,484	未払費用	64,171
							経営指導料の支 払 (注2)	30,000	-	-
							不動産賃借 (注3)	12,443	敷金	5,560

取引金額には消費税等は含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。

（注2）提供を受ける業務内容に基き、交渉のうえ価格等を決定しております。

（注3）使用面積割合等に基き、価格等の取引条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル・パートナーズ証券株式会社 (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成25年4月 1 日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1 日 至 平成27年3月31日)
1 株当たり純資産額	44,226円22銭	64,187円35銭
1 株当たり当期純利益	43,552円88銭	20,019円03銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期 純利益金額については、潜在株式が存 在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期 純利益金額については、潜在株式が存 在しないため記載していません。

(注 1) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎 (単位：千円)

項目	前事業年度 平成26年 3 月31日	当事業年度 平成27年 3 月31日
貸借対照表の純資産の部の合計額	384,989	558,750

普通株式以外に帰属する純資産合計額	-	-
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	384,989	558,750
普通株式の当事業年度末株式数(株)	8,705	8,705

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	379,127	174,265
普通株式以外に帰属する純利益	-	-
普通株式に係る当期純利益	379,127	174,265
普通株式の当期平均株式数(株)	8,705	8,705

中間財務諸表等

1 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金及び預金			16,583
2 未収委託者報酬			45,167
3 未収収益			2,173
4 立替金			8,785
5 前払費用			2,214
6 その他			572
流動資産合計			75,496
II 固定資産			
1 有形固定資産	※ 1		5,177
(1) 建物		2,325	
(2) 器具備品		2,851	
2 無形固定資産			15,794
(1) 電話加入権		52	
(2) ソフトウェア		15,742	
3 投資その他の資産			657,762
(1) 投資有価証券	※ 2	173,429	
(2) 敷金		5,932	
(3) 差押債権	※ 3	478,400	
固定資産合計			678,734
資産合計			754,231

		当中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額（千円）	
(負債の部)			
I 流動負債			
1 未払金			85,916
2 未払費用			88,584
3 未払法人税等			6,781
4 賞与引当金			6,000
5 預り金			2,685
6 その他	※ 4		751
流動負債合計			190,718
負債合計			190,718
(純資産の部)			
I 株主資本			
1 資本金			280,000
2 資本剰余金			55,251
(1) 資本準備金		55,251	
3 利益剰余金			233,925
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		233,925	
株主資本合計			569,176
II 評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金			△5,663
評価・換算差額等合計			△5,663
純資産合計			563,513
負債及び純資産合計			754,231

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
I 営業収益			
1 委託者報酬			219,601
2 運用受託報酬			13,599
3 商品投資顧問料			132
4 その他営業収益			70
営業収益合計			233,403
II 営業費用			
1 支払手数料			104,085
2 調査費			12,518
3 委託計算費			10,324
4 営業雑経費			7,301
(1) 通信費		630	
(2) 協会費		921	
(3) 印刷費		5,750	
営業費用合計			134,230
III 一般管理費			
1 給料			53,717
(1) 役員報酬		19,890	
(2) 給料・手当		25,764	
(3) 賞与		720	
(4) 賞与引当金繰入額		6,000	
(5) 法定福利費		1,342	
2 旅費交通費			2,348
3 租税公課			1,682
4 不動産賃借料			6,711
5 減価償却費	※ 1		3,431
6 業務委託費			6,011
7 その他一般管理費			7,761
一般管理費合計			81,664
営業利益			17,508

		当中間会計期間 (自 平成27年4月 1 日 至 平成27年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
IV 営業外収益			
1 受取利息			1
2 受取配当金			4,330
3 有価証券利息			70
4 雑収入			1
営業外収益合計			4,403
V 営業外費用			
1 為替差損			84
営業外費用合計			84
経常利益			21,827
VI 特別利益			
1 投資有価証券売却益			5,250
特別利益			5,250
VII 特別損失			
1 固定資産除却損			1,337
特別損失合計			1,337
税引前中間純利益			25,740
法人税、住民税及び事業税			6,660
中間純利益			19,079

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4年～5年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成27年9月30日)

※１．有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

建物	1,224千円
器具備品	7,912千円

※２．投資有価証券のうち、国債10,340千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。

※３．注記５．偶発債務（係争事件）に記載の係争事件について、平成26年10月17日付けの東京地方裁判所の判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続を行い、平成26年12月10日付けで東京地方裁判所から当社が有する債権を対象とする債権差押及び転付命令（総額502,942千円）が送達されました。当該債権差押及び転付命令の対象となった債権のうち東京法務局に対する供託金及び支払期の到来した委託者報酬債権について差押債権として計上しております。

なお、このほかに当中間会計期間末日後に支払期の到来する委託者報酬請求権14,349千円が、当該債権差押及び転付命令の対象となっております。

※４．仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

※５．偶発債務

（係争事件）

平成25年４月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年３月29日）が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年８月７日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年６月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。

東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年３月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中であります。第1審（東京地方裁判所）の判決に対し、平成24年８月７日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、当社の正当性を訴えております。

なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成27年４月１日 至 平成27年９月30日）	
※１．減価償却費の内容は次の通りであります。	
有形固定資産減価償却費額	915千円
無形固定資産減価償却費額	2,515千円

（金融商品関係）

当中間会計期間末(平成27年９月30日)

金融商品の時価などに関する事項

平成27年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	16,583	16,583	—
（２）未収委託者報酬	45,167	45,167	—
（３）未収収益	2,173	2,173	—

(4) 立替金	8,785	8,785	—
(5) 投資有価証券	173,429	173,429	—
(6) 敷金	5,932	5,932	—
資産計	252,072	252,072	—
(1) 未払金	85,916	85,916	—
(2) 未払費用	88,584	88,584	—
(3) 未払法人税等	6,781	6,781	—
(4) 預り金	2,685	2,685	—
負債計	183,967	183,967	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)立替金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5)投資有価証券

投資信託は基準価額、その他は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6)敷金

敷金は、当事業年度中に返還される見込みであることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金、(2)未払費用、(3)未払法人税等、(4)預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差押債権（中間貸借対照表計上額 478,400千円）については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成27年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表価額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	10,340	10,089	251
	(3) その他	56,701	54,264	2,437
	小計	67,042	64,353	2,688
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	22,972	26,897	△3,924
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	83,415	87,842	△4,427
	小計	106,387	114,739	△8,352
合計		173,429	179,092	△5,663

(注) 減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	83,778	投資運用業

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	64,734円46銭
1株当たり当中間会計期間純利益	2,191円82銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

1. 1株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	563,513
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	563,513
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	8,705

2. 1株当たり当中間会計期間純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円)	19,079
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円)	19,079
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	8,705

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、④および⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

（係争事件）

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。

東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中であります。第1審（東京地方裁判所）の判決に対し、平成24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、当社の正当性を訴えております。

なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

① 受託会社

名 称	三菱UFJ信託銀行株式会社
資本金の額	324,279百万円（平成27年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額	10,000百万円（平成27年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

② 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上
株式会社SBI証券	47,937百万円	同上
東洋証券株式会社	13,494百万円	同上
エース証券株式会社	8,831百万円	同上
丸八証券株式会社	3,751百万円	同上
安藤証券株式会社	2,280百万円	同上
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	同上
香川証券株式会社	555百万円	同上
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	同上

平成27年3月末現在

<訂正後>

① 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円（平成27年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額 10,000百万円（平成27年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

② 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上
株式会社SBI証券	47,937百万円	同上
東洋証券株式会社	13,494百万円	同上
エース証券株式会社	8,831百万円	同上
丸八証券株式会社	3,751百万円	同上
安藤証券株式会社	2,280百万円	同上
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	同上
香川証券株式会社	555百万円	同上
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	同上

平成27年9月末現在

3【資本関係】

<訂正前>

販売会社であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社は、委託会社であるキャピタル アセット マネジメント株式会社の株式を7,866株保有しております。（平成27年7月末現在、発行済株式総数 に対する比率は、90.4%です。）

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

<訂正後>

販売会社であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社は、委託会社であるキャピタル アセット マネジメント株式会社の株式を8,060株保有しております。（平成28年1月末現在、発行済株式総数 に対する比率は、92.6%です。）

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項の偶発債務に記載されているとおり、平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状が東京地方裁判所より送達された。会社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しており、助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものである。東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで、平成26年3月28日までの期間に係る助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡したが、会社は、この判決を不服とし、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中である。会社は、第1審の判決に対し、投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により正当性を訴えている。会社は、上記契約解除日までの助言報酬については既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[当期委託会社中間監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成28年2月18日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAMベトナムファンドの平成27年6月11日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAMベトナムファンドの平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[当期委託会社監査報告書へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月25日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタルアセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

注記事項の偶発債務に記載されているとおり、平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状が東京地方裁判所より送達された。会社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しており、助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものである。東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで、平成26年3月28日までの期間に係る助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡したが、会社は、この判決を不服とし、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中である。会社は、第1審の判決に対し、投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により正当性を訴えている。会社は、上記契約解除日までの助言報酬については既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※） 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途
保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。